## 答 申

## 1 審議会の結論

福岡県知事(以下「実施機関」という。)が、平成26年9月12日26久整第2070号で行った個人情報部分開示決定(以下「本件決定」という。)は、妥当である。

# 2 異議申立てに係る対象個人情報の開示決定状況

異議申立てに係る対象個人情報(以下「本件個人情報」という。)は、実施機関と異議申立人の父が行った久留米筑紫野線道路改良事業の用地買収に係る交渉内容を記録した用地交渉記録簿に記載されている異議申立人の父の個人情報である。

異議申立人は、父の死亡により用地交渉に係る土地等の権利を相続したことから、福岡県個人情報保護条例(平成16年条例第57号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、本件個人情報を自己の個人情報として開示請求を行った。

実施機関は、本件個人情報のうち、今後の用地交渉方針に関する部分については、条例第14条第1項第4号(行政運営情報)に該当するとして不開示とし、その余の部分は開示している。

### 3 異議申立ての趣旨及び経過

### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

### (2) 異議申立ての経過

- ア 異議申立人は、平成26年8月28日付けで、実施機関に対し、条例第13条第 1項の規定により、本件個人情報の開示請求を行った。
- イ 実施機関は、平成26年9月12日付けで、本件決定を行い、その旨を異議申立 人に通知した。
- ウ 異議申立人は、平成26年11月7日付けで、本件決定を不服として、実施機関 に対し、異議申立てを行った。

### 4 異議申立人の主張要旨

異議申立書及び意見書における異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 開示しない部分及び理由が不明確である。
- (2) 相続人として用地補償とどのように向き合うべきなのかについて、最寄りの用地補償担当課に相談するなどして理解に努めているが、これまで父と担当者の間で交

わされた内容や状態について確認する手段がない。

- (3) 開示を求める用地交渉記録簿の内容は、平成19年10月から平成25年11月 まで記録されているが、平成21年12月から平成24年9月までの記録がないた め、黒塗りされた部分は貴重な限られた情報源である。
- (4) 当該内容は、父と担当者との会話の議事録であり、仮に次の話合いに進める交渉 方針案であるとすれば、既に終了した検討内容ではないのかと推測する。

よって、当該内容を開示しても事業遂行に支障を及ぼすおそれはなく、また、私 有地に関する用地交渉記録簿の内容は権利者として状態を把握することが望ましい ため、黒塗りで隠す必要があるのか理解に苦しむ。

(5) 今後、用地交渉を速やかに進めていくため、また不安を解消するため、正確な事 実の把握ができるよう開示されることを強く要望する。

# 5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

- (1) 条例第14条第1項第4号該当により不開示とした情報は、用地交渉記録簿に記載された実施機関の今後の用地交渉方針に関する部分である。
- (2) 当該情報を開示すると、県の用地交渉方針や交渉の進め方が明らかとなり、権利者と対等な立場での交渉が困難となるおそれがある。
- (3) また、本件個人情報の開示請求に係る用地交渉は現在も継続中であるため、交渉方針を開示すると、対等な立場での交渉が困難となり、今後の用地交渉事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

### 6 審議会の判断

(1) 本件個人情報の性格及び内容について

## ア 用地交渉記録簿について

用地交渉記録簿は、福岡県県土整備部公共用地取得事務取扱要領(昭和47年10月6日付け47用第276号)第39条の規定に基づき、土地等の権利者と行った交渉の経過その他必要と認められる事項を記録した文書であり、土地等の権利者と行った用地交渉の日時、場所、相手方の氏名、担当者氏名、交渉内容及び今後の用地交渉方針等のほか、実施機関の決裁欄、事業名、路線等の名称、事業箇所等が記載されている。

### イ 不開示情報について

実施機関は、本件個人情報のうち、今後の用地交渉方針に関する部分について、 条例第14条第1項第4号に該当するとして不開示としている(以下実施機関が不 開示とした情報を「本件不開示情報」という。)。

# (2) 条例第14条第1項第4号該当性について

## ア 本号の趣旨

条例第14条第1項第4号は、開示請求に係る個人情報の中に、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるものについて不開示情報とする要件を定めたものである。

県の機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、開示することにより、その公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を事項的に全て列挙することは技術的に困難であるため、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、開示することによりその公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものをイからホにおいて例示的に掲げており、口において、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある場合は不開示とすることが例示されている。

## イ 該当性の判断

本件不開示情報は、異議申立人の父と担当者との会話の内容ではなく、実施機関が、用地交渉事務を進めるに当たって、具体的な問題点、今後の交渉方針等を記載したものであり、同号に規定する県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であると認められる。

そこで、これを開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は 事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて判断する。

- (ア) 公共用地の取得は、代替性のない特定の土地等を取得し、その対価(代金又は補償金)を支払う点において、一般の土地等の取引とは異なる。
  - 一方で、県が公共用地取得のために行う用地交渉においては、権利者等と対等な立場で事務を遂行することとなる。この点は、民間の用地取得と何ら変わりがなく、当事者としての利益を保護する必要がある。
- (イ) このような事務の性質から、また、本件用地交渉に係る売買契約は未締結であることから、本件不開示情報が開示されると、実施機関が行う用地交渉事務の具体的な方針が一方的に明らかとなり、当事者として認められるべき対等な地位を不当に害することとなるため、異議申立人との用地交渉のみならず、今後県が行う全ての用地交渉の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
- (ウ) したがって、本件不開示情報を開示することにより、実施機関が行う用地交渉 事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる ことから、本件不開示情報は条例第14条第1項第4号に該当する。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。